

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	奥武山体育施設（野球場、屋内運動場、トレーニング室）の利用料金の還付
根拠法令及び条項	那覇市奥武山体育施設条例第9条第4項 那覇市奥武山体育施設条例施行規則第2条 那覇市営奥武山体育施設管理に関する規程 第12条
審 査 基 準	
○那覇市奥武山体育施設条例 (利用料金) 第9条 4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。 ○那覇市奥武山体育施設条例施行規則 (利用料金の返還) 第2条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額 (2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額 ○那覇市営奥武山体育施設管理に関する規程 (利用料金の返還) 第12条 規則第2条第1項第2号の規定により、利用料金を返還することができる場合及びその額は、申請日の5日後又は利用日の前日のいずれか早い日までに利用の取りやめを申し出た場合、利用料金の2分の1の額を返還する。 2 規則第2条第1項第1号の利用することができなくなった時間は、1時間を単位として返還額を算出するものとする。ただし30分以上利用した場合は、1時間とみなす。 3 規則第2条の規定により利用料の返還を受けようとする者は、体育施設利用料金返還申請書（第6号様式）を会長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課（098-917-3504） 指定管理者 NPO法人 那覇市体育協会
更新日	平成27年4月1日